

老人福祉法一部改正説明資料

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課
平成 8 年 9 月

経過措置についての説明文追加

I 老人福祉法改正の概要

1 老人福祉法の性格

- 老人福祉法は、老人の福祉に関する基本理念等の原理を明らかにするとともに、広く老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じることにより、広義の老人の「福祉」を図ることを目的とする、一般法的な性格を有する法律である。

2 老人福祉法と介護保険法との関係

- 介護保険法は、高齢化の進展等に伴う介護リスクの普遍化に対応するため、要介護者の自立を支援することを理念として、介護保険制度を創設し、総合的かつ普遍的に介護サービス等を保障する体制を構築することを目的とする法律である。したがって、老人福祉法との関係では、介護保険法は老人の福祉の向上を図るために必要な各般の措置のうち、要介護者等に対する介護サービス等の保障に関する法律であり、一般法的な老人福祉法に対していわば特別法的なものという位置付けになると考えられる。

(備考) 老人福祉法と老人保健法との関係

広義の老人福祉に関する事項のうち、老人保健（老後における健康の保持と適切な医療の確保等）に関する一定の事項については、その重要性に鑑み、昭和57年に老人福祉法から独立する形で老人保健法が制定されている。

- このように、昭和57年には老人福祉法から独立した形で老人保健法が制定され、さらに今般介護保険法を制定しようとしているのは、老人保健や老人の介護等に関する事項については、これらの事項が国民的課題として重要な問題となっていることから、むしろ独立した形で立法することが適切であるという政策判断があり、また、独立して立法するだけの重要性と制度内容の独自性があるということが法制的に認められるからであると考えられる。

3 改正の基本方針

- 介護保険法の制定を中心とする新たな介護制度は、高齢者の主体的な選択を尊重することを基本理念に据えるとともに、介護サービスの費用を社会保険方式により保障

することにより、総合的かつ普遍的に介護サービスを保障することを目的とするものである。

- したがって、このような制度を構築するためには、介護保険法を制定することにより介護保険制度を導入することと併せて、老人の福祉に関する一般法的性格を有し老人福祉全般に係る事業や地方自治体の役割を位置づけている老人福祉法の改正を行うことが必要である。
- その中でサービスの利用方式の整備（特別養護老人ホーム等に係る職権措置制度の変更等）を行うとともに、介護保険による介護サービスの保障を万全のものとする周辺環境の整備のため、上記のような老人福祉法の一般法的な性格を踏まえて、老人の介護のために必要な措置のうち老人福祉法において講すべき措置（要援護老人が総合的に支援を受けられる体制を整備するために市町村が果たすべき役割等）について、所要の規定の整備を行うことが必要である。
- 以上の目的のために行う老人福祉法改正の主要事項は、以下のとおりである。
 - ① 老人福祉法と介護保険法の関係の整理に関する規定の整備
 - ② 在宅・施設サービスの利用方式の改正
 - ③ 在宅サービス・特別養護老人ホームに係る定義規定等の改正
 - ④ 老人福祉に係る市町村の役割の明確化等
 - ⑤ 老人福祉計画に関する規定の改正
 - ⑥ 費用に関する所要の規定の整備

II 主な改正事項

1 老人福祉法と介護保険法の関係の整理に関する規定の整備

(第10条第2項及び第10条の2)

- 要援護老人については、介護保険制度を通じた介護サービスの保障のみならず、
 - ① 要介護になる以前から不斷に状況を把握しこれを予防するための各般の措置、
 - ② 要介護状態となった場合の相談・指導を含む家庭や地域で生活を送る上での全般的な支援、
 - ③ 老人の福祉を確保する観点に立った、介護サービス等を提供する事業や施設に対する規制
- 等が必要であり、介護サービスの提供とこれらの老人福祉法に基づく措置が連携を保って行われるべき旨を規定することとする。

2 在宅・施設サービスの利用方式の改正

(第10条の4第1項及び第11条第1項)

- ホームヘルプサービス等の在宅サービス及び特別養護老人ホームについては、介護保険制度の導入に伴い、高齢者自身の主体的な選択を尊重することを理念として原則として利用者が自ら契約により入所・利用することとする。
- しかし、本人の心身の状況や家族関係等の諸事情により、契約では必ずしも適切に介護サービス等を利用することができず、老人福祉の観点から放置することはできないような場合が想定されることから、公的責任において市町村が要援護老人に対して職権によりサービスを提供する仕組みを例外的に一部存続させることとする。

3 在宅サービス・特別養護老人ホームに係る定義規定等の改正

(第5条の2、第20条の2の2、第20条の3及び第20条の5)

(1) 従来の在宅サービス・特別養護老人ホームの位置づけ

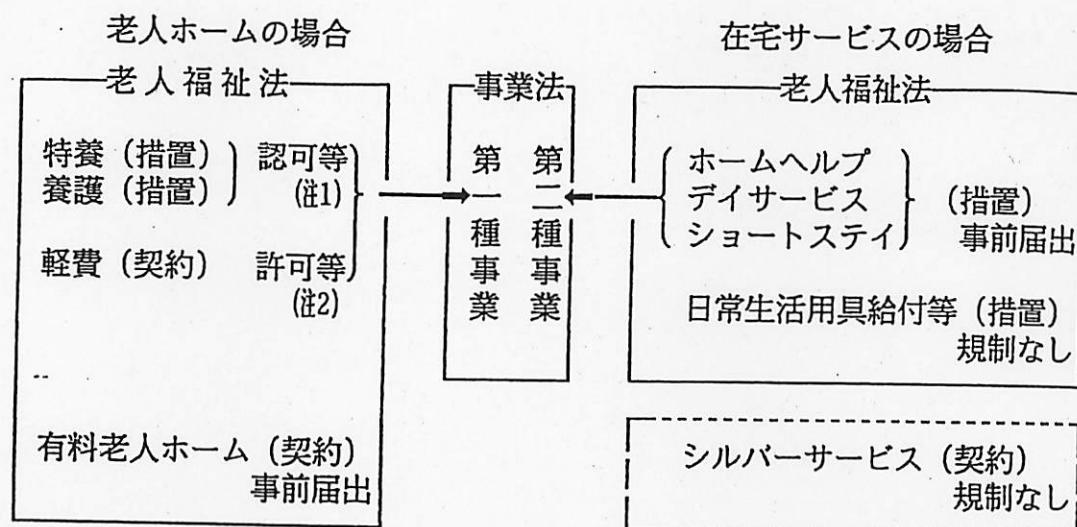
- ホームヘルプサービス等の在宅サービス及び特別養護老人ホームは、心身に障害を有する要援護老人を対象とし、老人の生活や人格に大きな影響を与えるサービスを提供する事業であるため、その運営に適正を欠くときは老人の健全な生活、福祉を阻害するおそれがあることから、老人福祉法に位置づけて一定の規制を行っている。

- ただし、現行の老人福祉法は、サービスを必要とする要援護老人に対しては公的にサービスを提供する仕組み（いわゆる措置制度）を設けていることを前提に、公的にサービスを提供する事業の範囲で法律上位置づけて規制を行っている。（図1）

（参考）特別養護老人ホームの定義

第20条の5 特別養護老人ホームは、第11条第1項第2号の措置に係る者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

（図1）



（注1）市町村は事前届出、社会福祉法人は認可

（注2）市町村・社会福祉法人は事前届出、その他は許可

（2）新介護制度導入後の在宅サービス・特別養護老人ホームの位置づけ

- 新介護制度の導入に伴い、措置制度による公的なサービスの保障が、基本的な介護保険による公的なサービスの保障（制度としてのサービスを受ける権利の保障及びサービスを受けた場合の費用保障）に置き換えられることとなる。
- しかし、サービスの対象者及び内容には変更がないことから、従来どおり、職権措置に係るもの及び生活保護に係るものを含め、公的に保障される範囲のサービスを老人福祉法上に位置づけて規制を行うこととする。（図2）

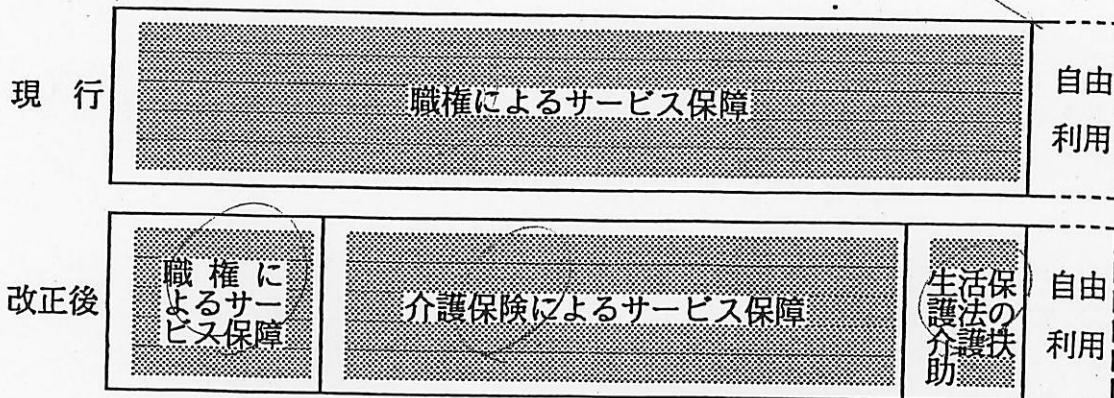
（参考）改正後の特別養護老人ホームの定義案

第20条の5 特別養護老人ホームは、第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設、サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者、その他の政令で定める者（注 生活保護法の介護扶助を受ける者を予定）を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

65才～

介護保険受給者
指定

(図2)



(注) **■**の部分が公的なサービスであり、老人福祉法に位置づけて規制するとともに、社会福祉事業とする範囲。

(3) 在宅サービスの便宜の内容及び使用する施設を規定する条項の改正

- 従来は、老人福祉法上の居宅生活支援事業の利用方法が措置のみであったため、福祉の措置の内容として便宜の内容及び使用する施設について規定（第10条の4）し、それを事業の定義（第5条の2）で引用する形となっていた。
- しかし、改正後の老人福祉法では、居宅生活支援事業の利用方法として介護保険の給付による場合等が新たに追加され、市町村の措置はむしろ例外的なものとなるため、老人福祉法に基づく規制の対象となる事業の内容は、例外的に行われる措置の根拠規定ではなく、事業の定義規定そのものに定めることが適切である。
- このため、各事業の便宜の内容及び使用する施設については、事業の定義規定である第5条の2の部分に定めることとする。

(4) 痴呆性老人グループホームの位置づけ

- 新介護制度の導入を契機として、痴呆性老人対策の一層の充実を図るため、痴呆性老人グループホームを痴呆性老人対策のひとつとして位置づけるとともに、介護保険の給付対象とすることとしている。
- この痴呆性老人グループホームは、サービスの対象者が痴呆性老人であり、そのサービス内容は痴呆症状を有する老人が日常生活を営むのに適切な共同生活の場の提供、食事の提供等の日常生活上の援助であって、老人の生活と密接に関連しその人格に与える影響が大きいものであることから、従来の在宅サービスと同様に老人福祉法に位置づけて規制を行うとともに、社会福祉事業法上で第2種社会福祉事業として位置づけることとする。
- また、自らサービスを利用することが困難な場合に対応するため、他の在宅サービスと同様に市町村が職権によりサービス提供を行う制度も設けることとする。

4 老人福祉に係る市町村の役割の明確化等

(第6条の2、第6条の3、第10条の3及び第20条の7の2)

(1) 新介護制度の導入に伴う市町村の役割の変化

- 新介護制度の導入に伴い、介護サービスは市町村の職権による一方的な実施ではなく、利用者とサービス提供機関の間の双務的な契約に基づいて多様な主体により複線的に提供されることになる。
- このため、これまで唯一の公的サービスの実施主体であった市町村は、介護保険の下で多様なサービス提供機関の1つ（サービスの提供機関にならないこともあります）という位置づけになり、サービスの提供という面では市町村の役割は相対化することになる。

(2) 新介護制度における老人福祉に係る市町村の役割

① 介護保険の利用に関して利用者を支援する役割

- 介護保険導入後においては、制度を知らない、あるいは理解が十分でないといった介護サービスの潜在的な対象者やその家族に対し、適切かつ有効なサービスの利用を促すため、市町村は、必要な情報の提供、本人や家族に対する相談・指導等を行う必要がある。
- この市町村の役割については、地域の第一線の相談機関である老人介護支援センターに対して委託できることとすることにより明確化することとする。

② 地域の老人福祉の基盤としての責務

- さらに、市町村には、身近な行政主体として地域の老人福祉を総合的に推進するため、ボランティア等多様な主体の参加を促進しつつ、地域における老人の総合的な支援体制が構築されるよう努めるという、基盤的な役割を果たすことが求められる。
- 具体的には、要援護老人が自立した日常生活を営み続けることができるよう、市町村自らが地域の実情に応じたきめ細かな措置（例えば配食サービス等）を実施するとともに、各種のサービスの担い手（市町村自身、介護サービス事業者、老人クラブ・ボランティア等）の事業や活動の連携及び調整を図るべきものとする。

5 老人福祉計画に関する規定の改正

(第20条の8、第20条の9 [])

- 市町村老人福祉計画は、従来は福祉の措置の実施に関する計画として位置づけられていたが、新介護制度の導入に伴い、ホームヘルプサービス、特別養護老人

ホーム等のサービスが基本的に市町村の措置による実施ではなく利用者が契約により利用するものとなるため、これらのサービスの供給体制の整備に関する計画として位置づけることとする。

- 都道府県老人福祉計画については、従来通り広域施設を中心とするサービスの基盤整備に関する計画として位置づけることとする。
- ホームヘルプサービス、特別養護老人ホーム等のサービスの確保目標量の設定に当たっては、介護保険法に基づく介護保険計画に定める保険給付対象サービスの見込み量を勘案することとする。



6 費用に関する所要の規定の整備

(第21条の2等)

(1) 介護保険との給付調整

- 職権措置によりサービスを提供した場合、第一義的には市町村が費用を支弁する立場にあり、また、市町村の委託を受けてサービスを提供する者について確実な費用の支払が行われる必要があることから、公費の支弁を行うことが必要である。
- ただし、基本的にすべての老人が介護保険に加入し、保険給付を受ける権利があることから、介護保険による費用保障が受けられる限度で、市町村は支弁を行うことは要しないものとし、介護保険ではカバーされない自己負担の部分について公費による負担を行うこととする。

(2) 費用徴収規定の整備

- 介護保険の自己負担分に係る公費負担の部分については、通常の保険制度における自己負担との均衡を考慮し、市町村が本人及び扶養義務者から費用徴収を行うこととする。

